

資料 2

福島県環境審議会第2部会（平成17年9月6日）の意見

(一般廃棄物関係)

※○付き番号は文書による意見

区分	委員氏名	意見の内容	※○付き番号は文書による意見
ごみ処理関係	稻森悠平 鈴木安利	1 バイオマスについては、エネルギー回収についてうまく整理して欲しい。 リサイクルにはコストがかかるが、高いリサイクル品を消費者が買う工夫をしないとうまくいかない。	
		② 有料化は積極的な推進を図るべきである。導入に当たっては、より効果が出るような工夫が必要。	
		③ 有機物の再資源化は、地産地消地域循環型社会形成に資することができると考えられる。	
		④ 県民・事業者・行政が、目標達成状況に応じて、具体的に取り組むべき項目をわかりやすくしていただきたい。	
	鈴木義孝	1 県は、一般廃棄物と産業廃棄物の合わせ処理ができる施設を造るとか、市町村ではできないことを打ち出すべきではないか。 2 市町村の財政事情を考えて、大型焼却炉を造るというごみ処理広域化計画は見直しする必要があると思う。	
中村玄正		① 1人1日当たりのごみの内訳があると今後の対策に役立つのではないか。 ② 衣料等はリユース・リサイクルも考えられるが、どの部分で考えればよいか。 ③ 生ごみの資源化など、県として長期展望のもとに市町村のごみ処理方式の方向性を展開できないか。 ④ ごみの自家処理については、完熟堆肥化の技術指導が必要と考える。	
		⑤ 容器包装リサイクルのための規格化は、国レベルでの業界への働きかけが重要と考える。	

	<p>⑥ 輸出入バランスを考えると、有機物が様々な形で日本に蓄積されることになる。数値的にはどのようになっているのか。</p> <p>⑦ 処理費用算出の場合の処理経費の内訳と周辺事情を知りたい。</p> <p>⑧ ダイオキシン対策等を考慮すると、ごみ処理広域化は極めて重要と考える。</p> <p>⑨ 自区内処理にして、広域化フロー図等があるとわかりやすいと思う。</p>
新妻香織	<p>① 焚却は資源を燃やすことになるので、なるべく燃やさないよう「ゼロウェイスト」の考え方を導入すべきだ。</p> <p>② 雑紙をリサイクルに回すために、雑紙回収袋を普及させはどうか。</p> <p>③ 廃プラを油化すれば、ダイオキシンが出ないし、リサイクルが推進される。</p> <p>④ 生ごみは、発酵させてガスを回収することを検討してはどうか。</p> <p>⑤ ビンは、ビニル袋でなく、コンテナで回収した方が良い。</p> <p>⑥ リサイクルマークが付いていて分別できない物は、分別するボックスに入れて専門家が分別する方法もある。</p> <p>⑦ 循環条例とごみ処理広域化は矛盾するので、計画の見直しをやって欲しい。</p> <p>⑧ 家電などの不法投棄をなくすには、デポジット制度が良いので、国に働きかけて欲しい。</p> <p>⑨ 引越しの時期に不法投棄が増えるので、いつでも持参すれば受入れる施設が必要と思う。</p>

畠山昭絵	①	ISO14001の認証取得の状況等の記述を充実した方が良い。
羽田博子	1	ごみ処理の有料化は、経済的なメリットなど、リバウンドを防ぐための工夫が必要と思う。
引地 宏	1	廃プラのリサイクルにはいろいろな方法があるが、円滑にできる事業者が出てくればよいと思う。
	②	生ごみを分別し、野菜・草などは自家処理し、魚・肉などは可燃ごみとして出すようにしてはどうか。
	③	一般廃棄物の管理型最終処分場の設置状況の中に、地区別残存容量と受入れ可能年数を示し、処分場の必要性と処分量の減量化の促進も記載してはどうか。
	④	不適正処分場対策として、ダイオキシンについては、水質の他に底質や周辺の表土などの調査も必要ではないか。
堀金洋子	①	「もったいない」の心を普及するため、学校教育等すべての分野で実践活動ができるように進めさせていただきたい。
生活排水関係	稻森悠平	ダム湖などの水質保全は大変重要。浄化槽排水の窒素・リン対策を講じる必要がある。
	2	ディスポーザーが変な形で使用されないようにしていただきたい。
新妻香織	1	下水道は町の財政を圧迫するので、合併処理浄化槽を普及させた方がよい。
引地 宏	1	窒素・リン対策は、市町村などの費用負担を考える必要があるので、事務局案を作つて市町村等の意見を聞いてから、方針を決めてはどうか。
	堀金洋子	合併処理浄化槽の維持管理費が高いので、普及するには維持管理費の補助などを検討する必要がある。

福島県環境審議会第2部会（平成17年9月6日）の意見

(産業廃棄物関係)

※○付き番号は文書による意見

区分	委員氏名	意見の内容
最終処分場関係	鈴木安利	<p>① 県外物の20%規制を撤廃するか、ゆるめるような措置をお願いしたい。</p> <p>② 最終処分場への持ち込み量は、減少してきており、規制の継続は経営面への影響が懸念される。</p> <p>③ 県外物の県全体での20%規制は、事業所ごとにも行われているが、もう少しフレキシブルにしていただきたい。</p> <p>④ 排出事業者が優良事業者として選定しても、県外規制故に契約できないことは、産業廃棄物の広域処理の考え方方に反する。</p>
	新妻香織	<p>⑤ 最終処分場の建設には期間がかかるので、公共開与の処分場建設が困難であるなら、優良事業者育成の観点からも、民間による積極的な設置指導をお願いしたい。</p> <p>⑥ 県外物を20%に押さえている県の努力を大いに評価したい。</p>
		<p>2 県外物を入れると、埋立量が増えて残存量が減るので、新たに最終処分場を造るようになる。</p> <p>⑦ 民間は、埋立終了後に倒産して管理できなくなることもあるので、公共開与型の方がよい。</p> <p>⑧ 県は、水源地や学校等の周辺等、最終処分場を造れない地域を明示するべきである。</p>
福島哲仁		<p>⑨ 県外物の目標20%の根拠が問題ではないか。図16の推移を踏まえると、H8に達成した10%とすべきではないか。</p>
堀金洋子		<p>⑩ 最終処分場の残余年数から、処分場の確保の必要性を具体的に明示すべきである。</p>

その他	稻森悠平 1 バイオマスについては、エネルギー回収についてうまく整理して欲しい。
鈴木安利	① 中間処理施設の県外物 20%規制の指導は、根拠がないので撤廃して欲しい。 ② 中間処理施設については、技術的な優位性もあるという特殊性を考慮に入れてほしい。
	③ 県外物の事前協議は 1ヶ月前とされているが、迅速な事務処理をお願いしたい。
	④ 許可手続きは、速やかに行うようお願いしたい。
	⑤ 県と中核市の行政指導は、極力、差異がない統一した方法でやって欲しい。
中村玄正	① 汚泥量、家畜排泄物量は、トン数と共に容積も示すと参考になると思う。 ② 産業廃棄物事業は、公共事業もしくは第3セクターでやる方向で考えられないか。
	③ 資料 P 9 の表 6 の業者数が表 3にも入っていると考えやすい。
新妻香織	1 石炭灰をリサイクルするよう指導とか、助成するような方法を考えるべきだ。 ② 一般廃棄物と産業廃棄物の区別の枠が、廃プラ処理やバイオマスの処理において、いろんなものの足かせになつくるので、柔軟な対応ができるような整備が必要である。
	① ISO14001 の認証取得の状況等の記述を充実した方が良い。
畠山昭総	
羽田博子	1 廃石綿は、どこに捨てたのか誰にでもわかるような形にして欲しい。

引地 宏	<p>① 県及び中核市の役割として、排出事業者・処理業者に対し、マニフェスト伝票による適正な管理・規制強化と処理現場での定期的監視・指導を行うことを追加してはどうか。</p> <p>② 汚泥には、有機性汚泥と無機性汚泥があるので、下水道汚泥の欄に、簡易な説明を追加する必要がある。</p>
福島哲仁	<p>③ 廃プラスチックの最終処分量を少なくするために、廃混合プラスチックでも、粉碎した後、高速回転衝撃摩擦方式（非加熱）により、溶融ゲル化して押出し成形による加工品を再生利用する方法が、今後の課題になると思われる。特に異種材料（木・ガラス・繊維くず）が混入しても問題ないことが注目されている。</p> <p>④ スラグ・石炭灰・ばいじんの再利用として、セメントの原料には量的な制限があり、下水道の焼却灰が加算されると問題になる。そこで、下水汚泥の利用方法として、縁農地の肥料・発酵によるガス化・溶融スラグの下層路盤材・コンクリート骨材など、多方面の利用を考慮する必要がある。</p> <p>⑤ 事業系生ごみは、高温発酵ガス化・発酵残渣の肥料化、生分解性プラスチック（ポリ乳酸）の合成、飼料などの多方面の利用を考慮する必要がある。</p> <p>① 7ページの表18と資料13ページの3の表を比べると混乱を感じる。資料の方のH15の最終処分量が非常に少ないが、これを例にするのは適切なのか。7ページのH17目標値800千トンの根拠が幅広のではないか。</p>
堀金洋子	<p>① 地域区分の説明では、7地域の特性がわかるようにそれぞれの処理内容を明示すれば、県の施策が理解しやすくなるのではないか。</p> <p>② 不法投棄を防止するためにも、7地域に処理施設を確保する必要があるので、具体的に明示した方が良いと思う（市町村への指導も）。</p> <p>③ 不法投棄については、警察との提携等について、県民にわかるよう盛り込んで欲しい。</p>

- | | |
|--|--|
| | ④ 産業廃棄物条例の施行などによる排出抑制の結果を、H22まで毎年公表するなどして、意識啓発を図つて欲しい。 |
| | ⑤ 産業者の適正処理に関する理解は不十分なので、指導していただきたい（産廃協会へ）。 |